

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

| | | |
|-----|---|----|
| I | 令和6年度（令和5年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について…………… | 1 |
| II | 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について…………… | 3 |
| III | 収入証紙の利用終了について…………… | 6 |
| IV | 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について…………… | 8 |
| V | 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置基本計画案について…………… | 9 |
| VI | 神奈川県立のふれあいの村の指定管理者の募集について…………… | 11 |

I 令和6年度（令和5年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、令和5年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、令和6年9月9日に県議会に提出するとともに、公表した。

2 点検・評価の対象

県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組み」に沿って、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に位置付けたもの、令和5年度当初予算の「主要事業の概要」に位置付けたもの等の主要なものを対象とした。

3 昨年度からの主な変更点

点検・評価の実施、報告書の作成・公表は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とすることから、県議会での議論も踏まえ、「県民に分かりやすく」、「スリム化」といった視点で、主に次の点を変更した。

(1) 「主要な取組の結果」の新設について

重要施策の進捗状況を分かりやすく説明するため、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」のPJ14「学び・教育」の指標とKPIの達成状況を記載するパートを新設した。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る取組について

大柱IXとして記載していた「新型コロナウイルス感染症への対応」を削除し、各大柱の中で、コロナ禍で顕在化した課題への対応を記載した。

(3) 各取組の結果の記載内容について

「実績・成果」として記載していた部分を「主な取組」に変更した。また、「課題」と「今後の対応方向」として記載していた部分を統合し、「今後の取組方針」に変更した。

4 報告書の構成

- (1) はじめに
- (2) 教育長及び教育委員会委員のメッセージ
- (3) 教育委員会について
- (4) 点検・評価の概要
- (5) 点検・評価結果

ア 主要な取組の結果

- (ア) 総合分析
- (イ) 指標の状況
- (ウ) 具体的な取組のK P I
- (エ) 有識者の意見

イ 各取組の結果

- (ア) 主な取組
- (イ) 今後の取組方針
- (ウ) 有識者の意見

<各取組の結果に係る柱立て>

| |
|---------------------------------------|
| 大柱（「かながわ教育ビジョン」の「第5章 重点的な取組み」） |
| I 生涯学習社会における人づくり |
| II 共生社会づくりにかかわる人づくり |
| III 学びを通じた地域の教育力の向上 |
| IV 子育て・家庭教育への支援 |
| V 学び高め合う学校教育 |
| VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり |
| VII 県立学校の教育環境の改善 |
| VIII 文化芸術・スポーツの振興 |

- (6) 資料

5 点検・評価の結果

概ね計画どおりに施策・事業を実施できた。

また有識者からの意見も参考にし、取組内容や方法等について検討の上、より実効的な施策・事業を進めていく。

II 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について

令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」について、概ね5年間程度の対象期間が満了するため、令和6年度中に改定する。

1 現行指針の目的

持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

2 指針の目標の達成状況

- (1) 時間外在校等時間の上限※₁の設定状況（目標：全教育委員会の規則等の設定）

| | 令和元年度※ ₃ | 令和5年度 |
|------------------------|---------------------|------------|
| 県教育委員会 | 設定 | 設定 |
| 市町村教育委員会※ ₂ | 13/30市町村設定 | 30/30市町村設定 |

※₁ 原則、1か月あたり45時間、1年あたり360時間

※₂ 政令市を除く（以下同じ）

※₃ 把握しているうち指針策定時に最も近い年度の調査結果との比較。以下同じ。

- (2) 年次休暇一人当たり年平均取得日数（目標：15日以上）

| | 令和2年 | 令和5年 |
|--------|-------|-------|
| 小学校 | 8.2日 | 17.0日 |
| 中学校 | 7.6日 | 12.2日 |
| 高等学校 | 12.7日 | 15.8日 |
| 特別支援学校 | 14.1日 | 18.7日 |

- (3) 学校閉庁日の設定状況（目標：5日間）

| | 令和2年度 | 令和5年度 |
|----------|----------|-----------|
| 県立学校 | 23/169校 | 166/166校 |
| 市町村教育委員会 | 17/30市町村 | 24/30市町村※ |

※ 未達成の6市町村のうち、3市町村は年3日、他の3市町村は年4日の学校閉庁日を設定。

- (4) 部活動休養日の設定状況（目標：週当たり2日以上）

| | 令和3年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|--------|
| 県立学校 | 100.0% | 100.0% |
| 市町村立学校 | 97.7% | 100.0% |

3 神奈川県公立学校教員勤務実態調査の結果

(1) 教員の週当たりの在校等時間等の推移（総括教諭・教諭）

（単位 時間：分）

| | 平成29年度 | 令和4年度 | 増減 |
|--------|--------|-------|-------|
| 小学校 | 57:44 | 54:10 | ▲3:34 |
| 中学校 | 68:46 | 63:26 | ▲5:20 |
| 高等学校 | 56:40 | 55:17 | ▲1:23 |
| 特別支援学校 | 51:52 | 49:58 | ▲1:54 |

(2) 長時間勤務（在校等時間等が週60時間以上※）の教員の割合の推移（総括教諭・教諭）

| | 平成29年度 | 令和4年度 | 増減 |
|--------|--------|-------|-----------|
| 小学校 | 35.7% | 16.5% | ▲19.2ポイント |
| 中学校 | 72.7% | 61.5% | ▲11.2ポイント |
| 高等学校 | 30.3% | 28.2% | ▲2.1ポイント |
| 特別支援学校 | 4.9% | 3.3% | ▲1.6ポイント |

※ 時間外在校等時間が月80時間以上に相当

4 課題

- 中学校の年次休暇の平均取得日数や、一部の市町村の学校閉庁日の設定日数において、目標を達成できていないものの、指針に掲げた目標については、概ね達成された。
- 令和4年度の勤務実態調査では、平成29年度調査と比較して、全ての校種で、週当たりの在校等時間等や長時間勤務の教員の割合が減少するなど、長時間勤務に一定の改善が見られた。
- しかし、長時間勤務の教員の割合は依然として高水準であり、より一層の働き方改革の推進が必要である。

5 教員の働き方改革に関する若手教員プロジェクトチームの提言

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の若手教員によるプロジェクトチームから、令和6年3月、提言が行われた。

| 課題 | 提言 | |
|------------|-----------|---------------------|
| 変わらない意識・風土 | 意識・風土の改善 | ①教員の完全退勤時間の設定 |
| | | ②保護者・地域住民向けの周知・協力依頼 |
| 膨大な業務量 | 業務の削減・適正化 | ③調査・照会の半減・精選 |
| | | ④4月の多忙化解消 |
| | | ⑤私費会計業務の見直し |
| | | ⑥部活動顧問の負担軽減 |

| 課題 | 提言 | |
|---------|--------------------|--------------------|
| 膨大な業務量 | I C Tの活用 による効率化 | ⑦採点システムの導入 |
| | | ⑧保護者とのやりとりをI C T化 |
| | | ⑨統合型校務支援システムの導入・活用 |
| 深刻な人手不足 | 制度の改善 | ⑩教職員定数の改善 |
| | | ⑪業務量に見合った給与体系の実現 |

6 改定指針の主な内容

- 長時間勤務是正に向けた明確な目標値を設定するとともに、教員のウェルビーイングについて位置付ける。
- 目標の実現に向けた具体的な取組を掲げる。

7 今後のスケジュール

- ～令和6年11月 市町村教育委員会等と協議
- 12月 文教常任委員会に改定素案を報告
- 令和7年2月 文教常任委員会に改定案を報告
指針の改定・公表

Ⅲ 収入証紙の利用終了について

1 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）、利用についても令和8年3月末に終了する。

2 収入証紙の利用を終了する手数料等

(1) 全庁

令和7年3月末 505手数料（運転免許関係手数料など）
※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する

令和7年9月末 49手数料等（一般旅券発給手数料など）
収入証紙の販売終了（収入証紙制度の廃止）

令和8年3月末 全ての収入証紙の利用終了（経過措置期間）

(2) 教育局

令和7年9月末 9手数料（教育職員普通免許状授与等手数料など）

3 収入証紙廃止後の主な支払方法

○ 電子申請時の電子納付

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングなど

○ 申請窓口でのキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済

○ キャッシュレス決済に対応できない方への対応

金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

4 周知

- 申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに係る事業者団体などを通じて、周知する。
- 収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

5 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

- 令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要がある、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。
なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払いについては、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。
- 令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。
- 申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。
- 未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

6 今後の予定

令和6年11月：「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出
(令和7年4月1日施行)

令和7年2月：「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出
(令和7年10月1日施行)

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 令和6年度事業概要報告書

1 設立及びその目的

- (1) 設立の根拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- (2) 設立年月日 昭和59年3月28日
- (3) 設立の目的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 所在地

横浜市中区日本大通33

3 出資金

- (1) 設立当時 5,000万円
出資者 神奈川県
- (2) 令和6年3月末日現在 2億円
出資者 { 神奈川県 5,000万円
民間 1億5,000万円

4 令和6年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

5 令和5年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

6 役員（令和6年9月1日現在）

理事長 鈴木教之
理事 上田尚弘 村上優子 大津敦
監事 大澤照司 古田満正

V 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置基本計画案について

1 概要

(1) 趣旨等

令和4年10月に策定した「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」に基づき、令和8年度に再編・統合及び学科改編を行う対象校の設置基本計画案の作成及び設置計画の策定をする。

(2) 設置基本計画案について

ア 位置付け

- ・ 「設置基本計画案」は、再編・統合及び学科改編の目的、考え方、教育内容等の概要を記載したものであり、「設置計画」を策定するにあたっての基本的な方針を示すものとして、開校及び学科改編の概ね1年半前に作成する。
- ・ 「設置基本計画案」を踏まえ、教育内容等を具体的に示した「設置計画」を、開校及び学科改編の概ね1年前に策定する。
- ・ 「設置計画」策定後、それに基づき開校及び学科改編の準備を進めていく。

イ 主な内容

- ・ 実施年度
- ・ 設置形態（課程・学科等）
- ・ 設置の目的
- ・ 基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）等

2 令和8年度再編・統合及び学科改編対象校の設置基本計画案

(1) 対象校

田奈高等学校・麻生総合高等学校

小田原城北工業高等学校・大井高等学校

神奈川工業高等学校（定時制）

神奈川総合産業高等学校（定時制）

(2) 対象校の特色

【田奈高等学校・麻生総合高等学校】

- ・ 単位制による全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）を設置し、これまでの両校で取り組んできた教育活動における成果を踏まえ、きめ細かな生徒支援と将来の就労等に向けた職業指導など、生徒の自己実現を支援する体制を構築し、生徒一人ひとりが目的意識を持った進路選択を行うための教育活動を展開する。

【小田原城北工業高等学校・大井高等学校】

- ・ 学年制による全日制の課程普通科（クリエイティブスクール）と専門学科（工業）を併置することで、地域産業を担う人材を育成する取組みと、きめ細かな学習指導による確かな学力の定着をめざす取組みを共有し、生徒一人ひとりが目的意識を持った進路選択を行うための教育活動を展開する。

【神奈川工業高等学校（定時制）】

- ・ 単位制による定時制の課程普通科と専門学科（工業）を併置することで、学科相互の関連を図る学習を可能にする等の併置の強みをいかした学びを展開し、教育力の向上を図るとともに、生徒の多様な実態に応じたきめ細かな支援を行うための教育活動を展開する。

【神奈川総合産業高等学校（定時制）】

- ・ 単位制による定時制の課程普通科を設置し、生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育を展開し、基礎・基本となる学力の定着を図るとともに、生徒の進路希望の実現に向けて柔軟に対応できる教育活動を展開する。

3 今後の予定

- | | |
|--------|--|
| 令和7年2月 | 設置計画（案）を文教常任委員会に報告の後、教育委員会に付議 |
| 6月 | 令和8年度再編・統合に伴う設置条例の改正を第2回県議会定例会に提出 |
| 11月 | 令和8年度再編・統合及び学科改編に伴う諸規程の改正 |
| 令和8年4月 | 令和8年度再編・統合による新しい学校及び学科改編による新しい学科として教育活動を開始 |

VI 神奈川県立のふれあいの村の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、次の県立のふれあいの村については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集を行う。

- (1) 足柄ふれあいの村
- (2) 愛川ふれあいの村

2 施設の目的・概要

(1) 設置目的

児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むための活動を促進すること。

(2) 施設概要

| 施設名 | 概 要 | |
|----------|--|-------------------------------------|
| 足柄ふれあいの村 | 【所在地】南足柄市広町1507 | |
| | 【施設等】 | |
| | 管理棟 | 事務室、会議室、食堂、浴室 |
| | 集会棟 | プレイルーム、会議室、研修室、展示ガイダンス室 |
| | 宿泊コテージ | 定員10人タイプ 30棟 定員50人タイプ 2棟 |
| | その他 | 炊事工作棟 1棟、野外炊事場 3棟、 工作棟 1棟、広場 5箇所 |
| 愛川ふれあいの村 | 【所在地】愛甲郡愛川町半原3390 | |
| | 【施設等】 | |
| | 管理棟 | 事務室、会議室、集会室 |
| | 食堂 浴室棟 | 食堂、浴室 |
| | 体育館 | 単層型 |
| | 宿泊棟 | 定員50人タイプ 9棟 |
| その他 | 野外炊事場 3棟、 キャンプファイヤー場 3箇所、 テントサイト 1箇所、 グラウンド（サッカー4面） | |

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

| 施設名 | 管理運営状況総括 |
|----------|---|
| 足柄ふれあいの村 | <p>指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、利用者数について改善が必要と認められる状況があったが、新型コロナウイルス感染症の影響が要因と考えられ、その他の面では適切な管理運営が行われている。</p> <p>また、不登校対策自然体験活動事業についても概ね計画どおりに実施されている。</p> <p>このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。</p> |
| 愛川ふれあいの村 | <p>指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、利用者数について改善が必要と認められる状況があったが、新型コロナウイルス感染症の影響が要因と考えられ、その他の面では適切な管理運営が行われている。</p> <p>このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。</p> |

<参考1> 指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

| 施設名 | 年度 | 収入 a | 支出 b | 収支差額 c=a-b | 収支差額率 c/a×100 |
|----------|-------|----------------------|---------|---------------|------------------|
| 足柄ふれあいの村 | 令和3年度 | (106,239) 114,594 | 104,832 | 9,762 | 8.52 |
| | 令和4年度 | (107,413) 119,432 | 119,470 | △38 | △0.03 |
| | 令和5年度 | (107,155) 121,036 | 122,521 | △1,485 | △1.23 |
| | 合計 | (320,807) 355,062 | 346,823 | 8,239 | 2.32 |
| 愛川ふれあいの村 | 令和3年度 | (97,555) 109,319 | 108,094 | 1,225 | 1.12 |
| | 令和4年度 | (98,827) 118,814 | 118,296 | 518 | 0.44 |
| | 令和5年度 | (98,627) 121,056 | 121,723 | △667 | △0.55 |
| | 合計 | (295,009) 349,189 | 348,113 | 1,076 | 0.31 |

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 無

「収入 a」の括弧は内数で指定管理料

＜参考２＞県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

（令和３年度から５年度までの実績）

| 施設名 | 発注先 | 優先発注業務 | 件数 (実績) | 金額 (実績:千円) | 備考 |
|----------|----------|-------------|------------|---------------|----|
| 足柄ふれあいの村 | 県内中小企業者 | 施設保守・点検業務ほか | 55 | 10,481 | — |
| | 障害者雇用企業等 | 清掃・点検業務 | 1 | 106 | — |
| 愛川ふれあいの村 | 県内中小企業者 | 消防設備点検業務ほか | 3 | 990 | — |
| | 障害者雇用企業等 | 無 | — | — | — |

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

５年間（令和８年４月１日～令和13年３月31日）とする。

6 募集単位

各ふれあいの村とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

イ 施設の維持管理

ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

エ 事故防止等安全管理

オ 地域と連携した魅力ある施設づくり

カ 人的な能力、執行体制

キ 財政的な能力

ク コンプライアンス、社会貢献

ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護

コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 「利用促進のための取組、利用者への対応」に関する審査の視点

(ア) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

(イ) サービス向上のために行う利用者ニーズの把握及び事業等への反映

(ウ) 学校教育における自然体験活動の推進に向けた考え方

イ 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

地域人材の活用、地域との協力体制の構築、ボランティア団体等の育成・連携の取組内容

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、

団体の業務遂行能力：25点

8 外部評価委員会委員

| 氏名 | 職業 | 分野 | 本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名) | 選定理由 |
|--------|-----------------------------|--------------------|------------------------------|---|
| 野口 和行 | 慶応義塾大学体育 研究所教授 | 学識経験者 | 有※ | ・ 野外活動や野外教育を専門とする学識経験者 |
| 甲斐 久美子 | 公認会計士 | 経理識見者 | 無 | ・ 経理識見者 |
| 高澤 厚子 | 社会保険労務士 | 労務管理識見者 | 有※ | ・ 労務管理識見者 |
| 野村 智 | 神奈川県小中学校 校長会教頭会事務局次長 | 事業精通者 (施設利用者代表) | 無 | ・ 学校における体験活動経験が豊富 ・ 施設利用者の視点からサービス面の評価が期待できる |
| 前川 裕一 | (一社) 日本ボーイスカウト神奈川 連盟副理事長 | 事業精通者 (施設利用者代表) | 無 | ・ 野外体験活動施設での活動経験が豊富 ・ 施設利用者の視点からサービス面の評価が期待できる |

※ふれあいの村指定管理者外部評価委員会【R元～R2】

9 今後のスケジュール

- 令和6年11月 外部評価委員会において、指定管理者の選定基準（案）
について意見聴取を行い、教育委員会に、選定基準を
報告
- 12月 文教常任委員会に、選定基準を報告
- 令和7年1月～ 指定管理者を募集
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 教育委員会に、指定管理者の指定議案の申出について
付議
- 第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始